伊万里市議会基本条例逐条解説

（平成29年3月24日議会基本条例調査検討特別委員会作業部会作成）

前文

前文は条例全体の前に置かれ、制定の趣旨、理念などを述べた文章で、各条文の解釈の基準となるものです。議会と市民の関係、これまでの取り組みと市議会のあり方、条例制定の決意の３項目で構成されています。

第１章　総則

第１条（目的）

この条例では、議会及び議員の責務や活動原則、市民及び市長等との関係等を明確にすることにより、市民の社会福祉の増進と市政の発展に寄与することを明文化しています。

第２章　議会及び議員の活動原則

第２条（議会の活動原則）

議会は、市民の代表機関として、市民に開かれた分かりやすい議会運営を行うための５つの原則を定めています。

第３条（議員の活動原則）

選挙によって選ばれた市民の代表である議員は、その負託に応えるため、議員間の自由な討議を尊重し、市民の意見を把握し、自己の資質を高める努力を続け、市民全体の福祉の増進を目指して活動するに当たっての３つの原則を定めています。

第４条（会派）

会派の結成根拠について定めています。

第３章　市民と議会の関係

第５条（市民参加及び市民との連携）

議会の果たすべき重要な責任として、情報公開の徹底と市民に対する説明責任の履行を定めています。

常任委員会、議会運営委員会、特別委員会及び全員協議会を原則公開することを定めています。

法律に基づく参考人制度や公聴会制度を活用し、市民の意見・識見を十分に聴取して、自由討議に反映させ、政策水準の向上を目指すことを定めています。

請願及び陳情は、提案者の意見を聴く機会を設けることを定めています。

第６条（議会報告及び意見交換会）

議会として説明責任を果たし、さらに多様な住民意思・意見を聴き取りする場として、議会報告会を開催することを定めています。

議会は、積極的に広報活動に努めることを定めています。

第４章　議会と行政の関係

第７条（議会と市長等執行機関の関係）

議員と市長等執行機関との緊張関係を保持することを定めています。

審議の論点の明確化を目的とした、一問一答方式の活用、行政から議員への反問権の導入などを定めています。

第８条（市長による政策等の形成過程の説明）

本会議での政策水準を高める議論と施策執行後の検証を高めるため、７項目の情報提供に市長が務めるよう議会が求めることを定めています。

第９条（予算及び決算における政策説明）

予算及び決算において、議案審査を正確かつ迅速に行うために政策にかかる説明資料の作成を市長に求めることと、資料情報の公開により、市民に対し信頼性の高い議会運営を行うことを定めています。

予算編成時の基本をなす総合計画の進捗状況及びローリングの結果について、原則報告を求めることを定めています。

第１０条（監視及び評価）

議会は、与えられた権限を十分に発揮し、市長等執行機関が適切かつ公平に、又効率的に市政運営を行っているかどうかを監視し、執行機関の活動の成果を評価し、その活動の問題点を明らかにして、改善していくよう促し、又は代案を提案することを定めています。

第５章　議会運営と自由討議

第１１条（議会運営）

議長及び副議長の選挙を行うときは、本会議において所信表明を行い、自らの抱負等を述べる機会を設けることを定めています。

議会は、言論の場、合議制の機関として、積極的に議論し、公平で公正、効率的な議会の運営に努めることを定めています。

第１２条（自由討議の保障）

議会は討論の場（言論の府）であるとの原則から、議会の会議は、議員間の自由討議を重視した運営に努めていくことを定めています。

第１３条（委員会の活動）

議会は、委員会の持つ専門性と特性を生かして、市政の諸問題に対し、適切かつ速やかに調査及び審査を行う機関として適切な運営に努めることを定めています。

第１４条（政策討論会）

議員間で政策討論を行い、政策立案及び政策推進を提言するための政策討論会を設置できることを定めています。

第６章　議会と議会事務局の体制整備

第１５条（議会による研修の充実強化）

任期開始後、第１条に規定する目的を共有するために、当選した議員に対して議会基本条例をはじめ、議会運営全般に関する基本事項や行政関連の基本的な知識を身につけるための研修を義務付けることを定めています。

議員の資質向上及び政策形成、立案能力の向上を目的とした議員研修の充実強化を図るものとし、議員研修では多岐にわたる政策課題に対応するため、各分野からの専門的知識を取り入れた研修に努めていくことを定めています。

第１５条の２（情報通信技術の活用）

効率的で迅速な議会運営、情報の共有、議会の活性化の実現のため、情報通信技術の積極的な活用を定めています。

第１６条（議会事務局の体制整備）

議会の政策提案機能等を補助する、議会事務局の体制整備について定めています。

第１７条（議会図書室）

議会は、法第１００条第１９項の「議会図書室の附置」規定により、同条第１７項の規定により送付された官報、広報及び刊行物の公文書の保管義務は当然ですが、議員の政策形成及び立案能力向上のため、関連図書を充実することを定めています。

第１８条（災害対応及び危機管理）

議会は、大規模災害などの非常時においても、二元代表制の趣旨に則り、議事・議決機関、住民代表機関として、迅速な意思決定と多様な市民ニーズの反映に資するという議会の機能を維持し役割を適切に果たさなければならないことを定めるものです。また、災害時の組織体制や議会の行動基準である業務継続計画（議会ＢＣＰ）等に関しては、別に定めるとしています。さらに、議員は常日頃から危機意識を高く持って行動し、危機管理研修などを受講することで知識・技能を身に着けるよう努めることとしています。

第７章　議員の身分、待遇、政治倫理

第１９条（議員定数）

議員定数は、地方自治法では条例で定めるとされています。

議員定数の改正については、市民への説明責任を果たすために、委員会又は議員が検討経過を明らかにし、明確な改正の理由を付けて議案を提出することを定めています。

第２０条（議員報酬）

議員報酬は条例で定められています。議員報酬の改正については、市民への説明責任を果たすために、委員会又は議員が検討経過を明らかにし、明確な改正の理由を付けて議案を提出することを定めています。

第２１条（議員の政治倫理）

議員は、選挙によって選ばれた者として、その品位と名誉を損なうことがないよ

う行動することを定めています。

第２２条（政務活動費の執行）

地方自治法を根拠として交付される政務活動費の執行については、規定の条例を遵守しなければならないと定めています。

第８章　条例の位置付け、評価等

第２３条（条例の位置付け）

議会基本条例は、伊万里市議会における規範であると定めています。

第２４条（評価等）

評価の時期については、原則として任期開始後２年目と４年目に行うものとします。また、評価の結果により、条例の改正を行う場合は、公開の場である本会議において改正理由などを詳しく説明するよう定めています。